[資料]

1 策定時

(1) 長野県水道ビジョン検討委員(五十音順、敬称略)

氏名	分野	所属等	備考
国包 章一	学識経験者 (水道工学)	元静岡大学環境科学研究所教授	委員長
酒井 美月	学識経験者 (水環境)	長野工業高等専門学校准教授	
佐藤 裕弥	学識経験者 (公営企業経営)	株式会社浜銀総合研究所地域戦略研究部 シニアフェロー	委員長代理
島田 賢一	水道事業者 (上水道事業)	長野市上下水道局技幹兼水道整備課長	
中條 智子	消費者代表	長野県消費者団体連絡協議会幹事	
花見陽一	水道事業者 (簡易水道事業)	青木村住民福祉課長	

(2) オブザーバー

機関名	備考
公益財団法人 長野県下水道公社	
長野県企業局水道事業課	
長野県企画振興部市町村課	第3回長野県水道ビジョン検討委員会から

(3) 経過等

年月日	区分	内容
H26. 12. 24	長野県水道ビジョン策定に向け	○地域の現状と課題についての意見交換
∼H27. 1. 27	た地域検討会*	
H27. 8. 24	第1回	○長野県水道ビジョンの策定について
	長野県水道ビジョン検討委員会	○長野県の水道の現状と課題について 等
H27. 12. 9	第2回	○長野県水道ビジョンの骨子について
	長野県水道ビジョン検討委員会	○広域化と圏域に関する県の基本的な考え方
		等
H28. 2. 2	長野県水道ビジョン策定に向け	○長野県水道ビジョンの骨子について
∼H28. 2. 18	た地域検討会*	○圏域の課題と連携策について 等
H28. 5. 18	第3回	○地域検討会の開催状況について
	長野県水道ビジョン検討委員会	○長野県水道ビジョン(素案)について 等
H28. 7. 13	長野県水道ビジョン策定に向け	○長野県水道ビジョン(素案)について
∼H28. 11. 17	た地域検討会*	○圏域の課題と連携策について 等
H28. 12. 21	第4回	○長野県水道ビジョン(原案)について 等
	長野県水道ビジョン検討委員会	
H28. 12. 26	パブリックコメント	○長野県水道ビジョン(案)について
∼H29. 1. 25		
H29. 2. 15	第5回	○長野県水道ビジョン(案)について 等
	長野県水道ビジョン検討委員会	

*:県、市町村等により構成、地域振興局ごとに開催

2 改定時

(1) 長野県水道ビジョン検討委員(五十音順、敬称略)

E	氏名 分野 所属等		備考	
浅見 真理 学識経験者 (水道工学)			国立保健医療科学院上席主任研究官	
和垣 和美 水道事業者 (簡易水道事業)		水道事業者 (簡易水道事業)	青木村建設農林課長	
菊池	明敏	学識経験者 (水道事業広域化)	・総務省経営・財務マネジメント強化事業 アドバイザー ・関西学院大学専門職大学院兼任講師	
清塚	雅彦	学識経験者 (水道工学)	公益財団法人水道技術研究センター 常務理事	座長代理
佐藤	裕弥	学識経験者 (公営企業経営)	・早稲田大学研究院准教授・早稲田大学総合研究機構水循環システム研究所主任研究員	座長
町田	岡川	水道事業者 (上水道事業)	長野市上下水道局長	

(2) オブザーバー

機関名	備考
長野県企画振興部市町村課	
長野県企業局経営推進課スマート化推進センター	
長野県企業局水道事業課	

(3) 経過等

(-) (12/2-1)			
年月日	区分	内容	
R4. 5. 11	長野県水道ビジョン改定に向け	○各圏域においてビジョンに記載する広域連	
∼R4.11.9	た「広域連携検討の場」*	携策を協議	
R4. 9. 1	第1回	○各圏域の広域連携策等を検討	
	長野県水道ビジョン検討委員会		
R4. 12. 9	第2回	○長野県水道ビジョン改定(案)について	
	長野県水道ビジョン検討委員会		
R5. 2. 9	パブリックコメント	○長野県水道ビジョン改定(案)について	
∼R5. 3. 10			
R5. 3. 16	第3回	○長野県水道ビジョン改定(案)について	
	長野県水道ビジョン検討委員会		

^{*:}県、市町村等により構成、地域振興局ごとに開催

3 長野県水道ビジョンにおける指標及び目標【解説】

基本目標	指標	策定時(注1)	現状(注2)	目標	内容・効果等	根拠等
ᆈᆥ	○経営戦略の策定率 [全事業者]	3. 8% (3/80)	97. 5% (78/80)	100% [R2]	・中長期的な基本計画である経営戦略 の策定により、計画的かつ合理的な 経営を推進し、経営基盤の強化や財 政マネジメントの向上を図る	〇公営企業に「経営戦略」の策定を要請 (旧26.8.26 終務省公営企業三課室長通知) 〇「経営戦略策定ガイドライン」の策定 〇R2年度までに策定率10%を目指す (旧28.1.26 総務省公営企業三課室長通知)
	○経営戦略の改定率 [全事業者]	-	18. 8% (15/80)	100% [R7]	・策定した経営戦略に沿った取組等の 状況を踏まえつつ、PDCAサイクルを 通じて質を高めていくため、3年か ら5年内に見直しを実施	OR7年度までに見直し率100%を目指す (R4.1.25 総務省公営企業三課室長通知)
	○公営企業会計の適用率 [全事業者]	46% (37/80)	69% (55/80)	100%[R5]	・公営企業会計の適用により、経営・ 資産状況の正確な把握を行い、経営 基盤の強化や財政マネジメントの向 上を図る ・公営企業の経営状況の「見える化」 の推進	○公営企業会計の適用の推進について要請 ・簡易水道事業を「重点事業」と位置付け ・人口3万人以上の団体はR2.4までに移行 ・人口3万人未満の団体についてもできる限り 移行 (H27.1.27 総務大臣通知) ○人口3万人未満の簡易水道事業についてもR5 年度までの移行について要請 (H31.1.25 総務省自治財政局長通知)
	○公営水道事業数 [全事業者]	243事業	135事業	126事業[R8]	・行政区域内の事業統合によるスケールメリットを生かし、安定的な財政基盤等の構築を図る ・既に提出されている計画に基づき統合が進んだ場合、公営上水59→53、簡水184→73、合計126事業	○簡易水道事業統合計画 ・統合計画の策定を補助要件として位置付け ・統合期間はH28年度末(一部R1年度末まで 延長) (H19.6.11 厚生労働省水道課長通知等)
	Oアセットマネジメント(3 C[標準版]以上)実	施率		・アセットマネジメント実施により、	〇「水道事業におけるアセットマネジメント(資
持続	[上水道・用水供給]	30% (15/50)	70% (38/54)	100%[R8]	将来の更新需要の把握と、財政収支 見通しに基づく更新需要の平準化な どを通して計画的な施設更新と資金 の確保を図る	産管理)に関する手引き」を作成し、事業者に 実施を促す (H21.7 厚生労働省) 〇「アセットマネジメントの導入を図り、施設 更新の適正化、水道料金の適正化を推進」 (H25.3 厚生労働省「新水道ビジョン」)
		(10, 00,	(33/31/		3 C [標準版]: 資産情報に基づき更新需要の算定、 更新需要に対する財政シミュレーションを実施	○アセットマネジメント実践のための「簡易支援ツール」を作成、公表し、事業者の取組を推進 (H25.6 厚生労働省) ○「都道府県水道ビジョン作成の手引き」において、実現方策推進の目標で最低限推進すべ
	[簡易水道]努力目標	-	-	アセットマネジメ ントの着手[R8]	4 D [詳細版]: 将来の水需要の推移を踏まえ施設の 再構築や最適化等を考慮した更新需要 の算定、更新需要以外の要素も含めた 財政シミュレーションを実施	さま項として例示(H26.3 厚生労働省)
	○広域連携に取り組む圏域数 [各圏域]	-	-	9 圏域[R8]	・水道広域化推進プランに基づき、各 圏域(上小・長野地域を1圏域とする9圏域)に設置された「広域連携 検討の場」において具体的な連携策 を協議し実施することで、持続可能 な水道事業運営を図る	○都道府県に、市町村等水道事業者の広域連携 の推進役としての責務が規定 (R1.9.30 厚生労働省水道課長通知)
	〇水道基盤強化計画策定圏域数 [各圏域]	-	-	4 圏域[R8]	・本県における「広域連携の方向性」 において、一部の事業者の「事業統 合」を先行して実施するとされた4 圏域(佐久、上田・長野、上伊那、 松本)については、広域連携等を含 む具体的な実施計画である水道基盤 強化計画を策定し、中核となる事業 体の設立等を目指す	○「都道府県は、水道の基盤の強化のため必要があると認めるときは、水道の基盤の強化に関する計画を定めることができる」 (R1.10.1施行 改正水道法第5条の3)
	○施設及び管路の耐震化計画 の策定率 [上水道・用水供給]	管路:30% 施設:38%	管路:67% 施設:70%	管路:100%[R8] 施設:100%[R8]	・耐震化計画の策定により、限られた 財源の中で、基幹的施設や重要給水 施設への配水ートなど、優先して 耐震化すべき水道施設を選定し、計 画的な耐震化の実施を図る	○「都道府県水度ビジョン作成の手引き」において、実現方策推進の目標で最低限推進すべき事項として例示(H26.3 厚生予働省)○「水道の耐産化計画等策定指針」の策定による事業者の耐震化計画策定の促進(H27.6 厚生労働省)
	○基幹管路の耐震化適合率 [上水道・用水供給]	31%	38%	50%[R8]	- 基幹的施設の耐震化を推進 ・管路更新率0.5%を継続し、更新の半 分が基幹管路であることを見込む ・簡易水道事業統合計画も考慮	○水道施設更新の際等に適切な耐震性能を有する水道施設の整備が図られるよう「水道施設 の技術的基準を定める省令」を一部改正 (H20, 10, 11施行)
強靭						(参考) 〇国土強靭化年次計画2022 ・上水道の基幹管路の耐震化適合率60%[R10]
	〇応急給水計画の策定率 [全事業者]	60% (47/80)	66% (53/80)	100%[R8]	 応急給水計画の策定により、病院や 避難場所等重要施設等への給水の確 保を図る 内容として、被害想定、給水量、給 水方法、給水車配備など 	○「様々な危機事象に対し、あらかじめ体制を整備し、マニュアルの充実化を」 (H25.3 厚生労働省「新水道ビジョン」) ○「水道の耐震化計画等策定指針」の策定による事業者の耐震化計画(応急対策)策定の促進
	〇応急復旧計画の策定率 [全事業者]	51% (41/80)	59% (47/80)	100%[R8]	・応急給水計画の策定により、水道施設が被災した場合における復旧の迅速化を図る ・内容として、復旧期間、復旧順位と方法、資器材の確保など	(H27.6 厚生労働省)

	○浄水場の停電対策実施率				・2,000戸以上の給水を受け持つな	〇「防災・減災、国土強靱化のための5か年加
	[上水道・用水供給]	-	75% (53/71)	77%[R7]	ど、影響が大きい水道施設の計画的 な更新等を適切に行い、耐震化や耐 水化等の耐災害性強化の推進を図る	速化対策」により規定 (R2.12.11 閣議決定)
	〇浄水場の土砂災害対策実施率 [上水道・用水供給]	-	33% (11/33)	48%[R7]		
	○浄水場の浸水災害対策実施率[上水道・用水供給]	-	50% (2/4)	59%[R7]		
強靭	〇浄水場の耐震化率 [上水道・用水供給]	-	30%	41%[R7]		
	〇配水場の耐震化率 [上水道・用水供給]	-	41%	70%[R7]		
	〇水道施設平面図のデジタル化率 [上水道・用水供給]	-	87% (47/54)	100%[R7]	・道路等の地理情報を記載した水道施設台帳の作成・電子化を進め、施設の維持管理、計画的な更新及び災害対応等の基礎資料として整備する	○「国土強靭化年次計画2022」より新たに指標 に追加 (R4.6.21 国土強靭化推進本部決定) ○「簡易な水道施設台帳の電子システム導入に 関するガイドライン」(H30.5 厚生労働省)
	○危機管理マニュアルの策定率 [上水道・用水供給]	_	80% (43/54)	100%[R5]	・マニュアルの策定により、基幹的な 水道施設の安全性の確保や重要施設 等への給水の確保、さらに、被災し た場合でも速やかに復旧できる体制 の確保を図る	○「国土強靭化年次計画2022」より新たに指標 に追加 (R4.6.21 国土強靭化推進本部決定) ○「危機管理対策マニュアル策定指針」 (R2.7 厚生労働省)
	〇給水栓水の水質基準超過件数 [全事業者]	75件/年	69件/年	0件/年[R8]	・水道水の備えるべき水質上の要件	〇水道法第4条(水質基準) 水質基準51項目
	○クリプトスポリジウム等汚 染リスク L 4 施設の汚染対策率 [対象施設]	89% (126/141)	89% (141/159)	100%[R8]	・対策指針に基づき、原水水質に応じた適切な施設整備等を図る ・膜ろ過、紫外線設備等の導入と適切な維持管理の実施	○「水道におけるクリプトスポリジウム等対策 指針」適用(H19.4.1 厚生労働省)
安全	〇水安全計画の策定率 [上水道・用水供給]	6% (3/50)	24% (13/54)	100%[R8]	・原水から給水栓までの間にあるリスクの発生場所の把握、発生要因、重要度にた汚染防止対策の実施による水質管水準の向上を図る	○「水安全計画」の策定を推奨 (H20.5.30 厚生労働省水道課長通知) ○「統合的アプローデによる水安全計画の策定 を推進し、その実効性の向上を」 (H25.3 厚生労働省「新水道ビジョン」) ○「都道府県水度ビジョン作成の手引き」において、実現方策推進の目標で最低限推進す へき事項として例示 (H26.3 厚生労働省) ○「水安全計画作成支援ツール簡易版」を開 発、公表し、事業者の取組を推進 (H27.6 厚生労働省)
	○鉛製給水管の把握率 [上水道・用水供給]	-	67% (36/54)	100%[R8]	・鉛の溶出が懸念される鉛製給水管の 早期把握により、計画的な布設替え を実施することで、安全性の向上を 図る	○「鉛製給水管を使用している住宅を特定できない場合においては、給水台帳等の保有情報を確認することにより特定に努められたい」(旧19.12.1 厚生労働省水道課長通知) ○「鉛製給水管布設替えに関する手引き」において、水道事業体等が鉛製給水管の布設替等を促進するために必要となる基本的事項を明記(H24.3 厚生労働省)

注1:策定時の値は、経営戦略の策定率と給水栓水の水質基準超過件数が平成27年度末の数値、アセットマネジメント実施率と施設及び管路の耐震化計画の 策定率は平成27年12月末の数値、その他は平成26年度末の数値 注2:現状の値は、公営企業会計適用率は令和4年度当初の数値、経営戦略策定率・改定率、アセットマネジメント実施率、施設及び管路耐震化計画策定率 は令和3年度末の数値、浄水場の停電・土砂災害・浸水災害対策実施率は令和元年度末の数値、その他は令和2年度末の数値